

2022年2月26日

「みなとみらい線車両留置場整備事業に関する工事説明会」議事要旨

1 説明会概要

日 時：2022年2月26日（土）17時～18時45分

場 所：KKRポートヒル横浜 4F ラ・メール

参加者：11名（ライブ配信視聴者 除く）

内 容：（1）開会

（2）プロジェクト推進室長挨拶

（3）事務局紹介（事業者・施工者）

（4）事業概要・工事内容説明

（5）質疑応答

（6）閉会

2 会場での主な質疑（順不同）

●計画関連

Q1. 車両留置場は費用を払って借りればよいのではないか。

A1. 他社線の利用が困難であることは、前回の説明会で説明した次第で、継続的な利用が困難な状況です。ご理解をいただきたい。

Q2. 株主に東急電鉄や京急電鉄がいるのだから利用すればよいのではないか。

A2. 東急電鉄については元住吉車庫から退去を求められています。京急電鉄とは相互直通運転していないため、車庫の借地は困難です。

Q3. 線形を変えてほしい。元町・中華街駅から真っすぐに伸ばせばいいのではないか。

A3. 前回の説明会で説明した次第で、港の見える丘公園を最大限活用する線形としています。ご理解をいただきたい。

Q4. 元住吉車庫はただ場所を借りているだけか。車両の整備はどうしているのか。また、今後は車両留置場で整備を行うのか。

A4. 現在、元住吉車庫で車両の整備を行っており、車両留置場完成後も元住吉車庫で行う予定です。

●工事関連

Q5. 本日の資料に 2022 年 3 月 1 日から工事を開始するとある。この説明会は反対者がいても 3 月 1 日から工事を始めるということか。最初の説明会では、反対者がいれば工事をしないといった。この場に施工者もいるのだから、工事契約もしているだろう。今後の対応としては個別対応になると言っているが、それでは非公開の状況となり、それぞれがどういう状況になるかわからない。

A5. 事業説明会で説明したように、他の方法も検討した結果、港の見える丘公園案が最適と判断いたしました。工事の着手については、公共用地から着手させていただきたい。権利設定についてのお話し合いについては、個別にお願いしたい。

Q6. 工事契約はいつか。

A6. 2020 年 3 月 31 日です。

Q7. 工事契約をしているということは、2 年前には工事をやると決めていたのではないか。

A7. 設計施工を一体とした中での契約であり、2020 年 3 月に契約はしたものの、代案の検討もしつつ、工事一時中止をかけ、検討を行ってまいりました。

Q8. スケジュールが不明なので、どのエリアにいつ頃影響が出るのかを教えてほしい。

A8. 2022 年 3 月 1 日からは、新山下一丁目の工事ヤードの整備を進めていきます。2022 年 11 月頃から横坑掘削に着手し、本坑に到達するのが 2023 年夏頃の予定です。その後、2023 年 9 月から 2024 年 3 月に併設トンネルを掘削し、2024 年 3 月から 2024 年 8 月に単線トンネルの掘削を行う予定です。家屋調査については、2022 年 4 月から案内を行う予定としておりますが、トンネルの掘削前までに実施させていただきたいと考えております。

Q9. 調布の件を踏まえて、今回の工事はこういった安心、安全を考えているのか、また、同様の事態となった場合、どういう対応をするのか。

A9. 今回の工事では岩盤の中でトンネル掘削面を見ながら掘削します。調布は柔らかい地盤をシールド工法で掘削しており、工法自体が異なります。また、本事業では通常のトンネル工事と比較すると多くのボーリングを実施しており、トンネル上部の岩盤が厚いため、調布よりも事故のリスクは低いと考えています。調布のような事象が発生しないようにするのが事業者・施工者の責務だと考えています。緊急資材を確保しながら対策をすぐ実施できるように準備しています。そういった対策を実施しても万が一陥没という事象が生じた場合、工事を停めて応急復旧し、その後補償を行うと考えております。

Q10. 調布の事故の原因は、地質が想定と違ったのか、誤った工法を採用したのか、それとも不可抗力なのか。

A10. 想定しきれない地質が存在し、機械が止まるトラブルが発生し、それを回避するために地盤に薬液を注入しましたが、その薬液が上部に広がってしまったと聞いております。本工事においては、事前にリスクを把握しながら準備をした上で対応していきたいと考えております。

Q1 1. 想定外で事故が発生したら困るので、トンネルの直上で調査をすべきではないか。

A1 1. 地表面からの調査では点の情報しか得られません。想定外があってはならないと考えており、トンネル掘削時に削孔検層という調査をトンネル前方に対して実施し、地質を把握しながら施工をしてまいります。

Q1 2. 学校に配慮しているとあるが、新山下地区の方が危ないと思う。新山下地区は何と言っているのか。

A1 2. 新山下地区で実施した説明会の際に、安全設備や誘導員の追加配置の要望等があり、施工計画に盛り込んでいます。また、北方小学校とも学校行事等の情報共有をしております。その他、新山下地区は自転車や、ホームセンターへの買い物客等の歩行者・車両の交通量が多いので、最大限注意をしながら施工をしていきます。

Q1 3. 工事用車両の通行を 8 時半以降にするとあるが、現地では 8 時 45 分くらいまで児童の保護者が交通整理しているし、遅刻する児童もいるので再考すべきではないか。

A1 3. 現地を確認させていただき、8 時半頃までが登校時間と認識しておりましたが、再度現地を確認いたします。

Q1 4. 港の見える丘公園から大木がせり出している。トンネル掘削時の振動で倒れるのではないか。大木が倒れそうになって危険を感じた場合はどこに相談すればよいか。

A1 4. 工事中の振動については、事前に振動の予測を行っており、人が揺れを感じない程度と考えています。工事中何か気になることがあれば施工者までご連絡をお願いします。

Q1 5. 前回の事業説明会で供用後の列車振動の予測について 3 次元有限要素法を用いるべきという話があったが、それについてはどういう対応か。

A1 5. 3 次元有限要素法ではなく、環境影響評価で多くの事例で採用されている方法で実施をいたしました。供用後も測定を行い、振動値を確認しながら進めさせていただきたい。

●補償関連

Q16. 被害者側の請求は発注者だけか、施工者にもできるのか。

A16. 事故が発生した場合は、事業者(発注者)が補償をいたします。

Q17. 家屋調査はどういうスケジュールか。

A17. トンネルの掘削影響が出る前までには実施をさせていただきたい。

Q18. 他の公共事業では、鑑定評価を提示され交渉の余地はありませんと言われた。実際には固定資産税も上がっているにも関わらず、鑑定評価額が満足できるものではなかった。そのような決め方にならないでほしい。

A18. この地域は横浜市の中でも評価が高い地区です。鑑定評価を取るのは横浜市と同じ方法であり、区分地上権の設定方法は国土交通省と同じです。弊社としては地域の特性や土被り等も踏まえて、補償額を算定しています。内容について十分に伝わっていない部分やお話し合いについては誠心誠意対応させていただきたい。

Q19. 土地収用法が適用される場合、6 箇月以内に返答をしなければ租税特別法の適用を受けられないのか。

A19. 価格提示をしてから 6 箇月以内に契約ができなければ租税特別法の適用は受けられません。

Q20. 地下にトンネルがあると振動等が発生すると思うが、土地の評価額はどうなるのか。

A20. 土地価格の評価について、銀行等それぞれの機関で評価方法があるものと考えています。トンネルが下にあることで売買時に評価額が下がる可能性があることもあるのかと思います。それを区分地上権の設定で補償するという考えです。振動については、防振まくらぎとロングレール化により、予測結果よりも振動を低減する対策を実施する方向で調整中です。

●その他

Q21. 次の説明会は予定しているのか。

A21. 工事着手に向けての説明会は今回で最後と考えておりますが、工事の進捗状況等、情報提供はしっかりと行っていきたいと考えております。弊社ホームページでの公開やその他の方法については自治会と相談して決めていきます。

Q22. 最初は反対者がいれば事業はやらないと言った。でも今になってやると言っている。社長はどういう意向なのか。

A22. 反対者がいることや、土地収用という制度があるということは社長とも情報共有しています。社長も状況は理解しており、地権者様とお話し合いをしながら進めていきたいです。

3 ライブ配信上のお問い合わせフォームからの質疑（順不同）

Q1. トンネルができることで地下水の流れが変わるなど周辺地盤への影響は出ないのか。工事直後でなく、何年か経過して周辺地盤に影響がでることは無いのか。

A1. トンネルを開削工法で構築する場合、土留め壁が地下水の流れを遮断してダムアップ現象と呼ばれる現象が生じることがありますが、今回の山岳工法では、水の流れはほとんど変わらないと判断しています。地表面に構造物を構築する場合には、数年度に構造物の重量による沈下が発生する可能性もありますが、本事業はトンネル工事ですので数年後に周辺地盤に影響が出ることは基本的にはありません。周辺地盤に影響が出る可能性として考えられるのは、トンネルの損傷等に起因するものが挙げられますが、そういったことがないように安全性を確保した工事を行ってまいります。

Q2. 工事に伴う振動はどの範囲まで影響が考えられるのか。振動の影響があった場合、振動に伴う損害、苦痛に対する補償はあるのか。

A2. 工事中の振動については、事前に振動の予測を行っており、トンネル直上でも人が揺れを感じない程度と考えています。工事に起因して家屋にひび割れが発生する等の影響が出た場合は補償を行いますが、苦痛に対する補償は行えません。工事中も計測を実施し、必要に応じて対策や工事方法の変更を行っていきますので、ご理解をいただきたい。

Q3. 家屋調査の範囲外で影響が出た場合どう対処するのか。

A3. 家屋調査を実施した範囲外の家屋にひび割れが発生する等の影響が出た場合、トンネルに起因する影響であれば補償の対象です。補償は、補修に必要な費用をお支払いするか、従前の状態に修復するかのいずれかとなります。事前の家屋調査を実施していない場合は、本工事との因果関係について周辺家屋の状況や水準測量の結果を用いて総合的に判断いたします。

Q4. 説明資料をサイトにアップするか、送付をしてほしい。

A4. 説明会の資料については、弊社ホームページに掲載をいたします。ご希望の方には郵送もさせていただきます。

※他2名の方からもご質問をいただきましたが、個別対応をご希望されており、ホームページへの質問内容の掲載もご辞退されておりますので、議事要旨への掲載は控えさせていただきます。

以 上